

## ① がん性疼痛緩和指導管理料の見直し

### 第1 基本的な考え方

がん患者に対する質の高い疼痛緩和治療の提供を更に充実させる観点から、放射線治療及び神経ブロック等の専門的な治療を実施できる体制について、新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

がん性疼痛緩和指導管理料において、放射線治療と神経ブロックを実施する体制及び実績を有する医療機関において、当該治療が必要な患者に対して、診療方針等について文書を用いて説明を行った場合に係る評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【がん性疼痛緩和指導管理料】 [算定要件] 注2 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がん性疼痛緩和のための専門的な治療が必要な患者に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が、その必要性及び診療方針等について文書により説明を行った場合に、難治性がん性疼痛緩和指導管理加算として、患者1人につき1回に限り所定点数に100点を加算する。</u> 3・4 (略)</p> <p>[施設基準] (11)の2 <u>がん性疼痛緩和指導管理料の注2に規定する施設基準</u> <u>がん患者に対するがん疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックを実施する体制及</u></p>	<p>【がん性疼痛緩和指導管理料】 [算定要件] (新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>[施設基準] (新設)</p>

<p><u>び実績を有していること。</u> <u>(11)の3</u> がん性疼痛緩和指導管理 料の<u>注4</u>に規定する施設基準 (略)</p>	<p><u>(11)の2</u> がん性疼痛緩和指導管理 料の<u>注3</u>に規定する施設基準 (略)</p>
---	---